

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

下記の建設資材については、安定的な確保を図るために、平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、購入費（現着の資材単価）及び輸送費に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び七尾市建設工事等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要領に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

○購入費の対象となる建設資材は、生コンクリート、石材・骨材・土砂、アスファルト合材、コンクリート 2 次製品とする。

○輸送費の対象は、仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。

[協議]

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、様式 1 に次の事項を添付し、発注者と協議すること。

①遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称
（使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」）

②遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由

（平常時の輸送元に建設資材がないことを証明する資料※など）

※平常時において出荷可能な 3 社以上の見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本

③製造・生産工場を選定した理由

④建設資材の見積書

⑤その他、監督員が必要と認めるもの

[設計変更の協議]

受注者は最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）、使用証明資料（納品書等）を工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議すること。